

【別紙】

○新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく「適切な感染防止対策」の内容

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

※上記は特措法に基づく「適切な感染防止対策」であり、障害福祉サービス等事業所においてはこれまでの厚生労働省通知等における感染防止対策についても引続き対応願います。